郷士家の家族的周辺

平山敏治郎

【要約】 藤堂藩の無足人、大和添上郡田原郷の山本平左衛門家の同族ならびに縁者の諸家について紹介するのが本稿の趣旨である。いうまでもなく江戸時代は身分社会であつた。いわゆる士農工商の差別が明かに定められて、それぞれの身分には分相応の生活形態が形成された。従つて婚姻関係も親類附合も、身分に応じて封鎖的に行われたとは、一応認めなければならない。しかしながらここに概略説明する山本家の場合は、元禄を中心とする約半世紀の間、二三世代に亘る家族関係が、平左衛門忠辰の日並私記その他によつて窺われるが、この在郷の侍分の家の周辺には、諸藩の中級武士層をはじめ、春日社の社家、同格の郷士庄屋層および町人と、広汎な諸身分があつた。のみならず諸大寺の住僧を出す家筋も多くあつた。享保以後の事情は変化するが、これらの事実によつて、この時代の社会生活、ことに家族関係について改めて検討する手懸りを得たいと期待している。

一

江戸時代はわれわれにとつて比較的近い歴史的な時期である。文献も多く保存されているし、伝承もまた豊かである。それだけに取立てて考証したり考察を経なくとも、一応わかりきつたと自他ともに認めあつていることが決して少くない。たとえばこの時代の庶民、町人や百姓は苗字をもたず、特別な家筋または功労のあつた者のみが、支配者であつた武士層から、これを称することを許されたと考えられていた。それゆえ明治三年九月の称氏許可が対応して説明され、この時新に苗字を創作した話が各地に伝わつている。しかしながら新氏を必要とした者はそれほど多くはなくて、一般には祖先伝来の家名を再び用いたというに過ぎなかつた。すなわち江戸時代の町人も百姓もそれぞれ苗字はもつていたが、その公称を制禁されていただけであつた。表面は上に対する文書にただ名のみを記す身分

の人々も村の内部では家名を知り合い、私生活には用いた場合はいろいろと発見されている。前代の苗字をもつた者の子孫であるから、忘れる以外はみな伝承したのは当然であろう。これなどは従来の通説が不用意に誤り信じられたのであつた。広く知られているためにことさら注意せず、かえつて真実とはやや異なる理解が通用している事実は数々あると予想されるのである。

この時代は封建的な身分制度が明かに定められていた。いわゆる士農工商の身分階層が厳重に差別された。従つて武士、町人、百姓その他について、それぞれの生活形態には、制度的にも慣習的にも区別が立てられた。このことに関して異を挾むまでもない。天正十九年八月に豊臣秀吉が下した身分分離の定め書をはじめ、江戸幕府によるたびたびの触書その他によつても知ることが出来る。このような身分社会ではおのおのの分際に応じて、婚姻の対象も範囲も限定された。身分内婚ともいうべき限界がおのずから立前となつたのである。武士は武士階層の家族と縁組するのを常とする。町人百姓もまた近辺の似合の家筋から分相応に配偶者を求めた。各身分の上下両端には、それでも他の身分との通婚があつたが、一般は内婚の慣行に従い、制度的にもこれは守られた。江戸時代も後期になれば、形式的な身分の枠があつたとはいえ、実質的には混雑が見られ、婚姻関係もこれに伴つて次第に制限が弛んでいた。

しかしながらこのような身分制度は一体どれだけ厳重に差別されたのであろうか。後期には乱れたというが、果して初期以来どのように守られたのであろうか。この点大いに疑わしい。武士もまた町人も、みなその出自は村落の住人であつた。これは先の秀吉の定め書を待たずとも明白である。すべて農民の家族から分れて行つた。いわゆる兵農分離の政策が立てられるまで、武士の多くは農民的生活様式をもつていたのである。城下の家中士が職業軍人の集団を形成する以前に、かれらは百姓の子であり兄弟であつた。もとより侍筋と称して早くから戦場稼ぎや武家奉公した家もあり、その子孫も少くなかつたではあろうが、没落した古い名家の扶持を離れた者の反面に、新興大名家にはその郷党の縁故につながる武士も多く出現したと推定されよう。幕藩体制の確立に伴う社会的な変動は大きかつたが、それは百姓の家族を基盤とする新しい身分の分立であつたと考えたい。従つて江戸時代の後期のみならず、その初期においても各身分の間で通婚はかなり容易に行われたのではなかろうか。もとよりここにはじめて成立した武士と町人との縁組にこの自由があつたかどうか、にわかに論ずるわけにはゆかないが、百姓は比較的容易に他の身分と交渉をもつことが出来たようである。百姓が百姓らしく、すなわち農民となりきるまでには、右に推察するような事実があつたのではなかろうか。ことに村落には旧家と称されて、あ

るいは郷士の待遇をうけあるいは村役を世襲するものがあつた。これらはかつて子弟を武士団に送出した家筋階層であつたに相違ない。このような疑問を解くためには、一に侍帳または家中由緒書の類を通じて、また他方には村方旧家の留書類によつて、多数の史料を比較考察する必要があるが、ここにはある家族の場合を紹介説明して、この問題に関して示教を乞いたいと念じている。

二

右の関心について紹介するのは、大和国添上郡田原郷大野村の山本家である。とくにその元禄前後の二三世代を中心に、山本家の同族ならびに姻戚関係の概略を説明する。この家の当主であつた平左衛門忠辰は多年日並記を書留めたが、延宝四年に家督を相続してから、享保五年に死去する直前まで数十年のうち、幸いにも十六年分が現存しているので、①家族関係がほぼ窺い知られる。また子孫の家に伝わる系図書も二種あつて、これも一見することを得た。のみならず、縁故の諸家にも若干の知見があつたので、史料はなお充分とはいい難いが、一応整理することにした。他家の係類を立入つて穿鑿するのはあまり好ましい仕事とはいえないが、この家の周辺には種々の身分の人々があつたことは注意すべき問題と思う。

山本家は地侍の家系である。江戸時代には領主の津藩藤堂家から無足人の身分を与えられた。郷士の待遇をうけたのである。家の持高は貞享三年の由緒書によると六十六石八斗六升三合とあつたが、元禄から享保のころは家運いささか衰微して、家族はしばしば田原の本宅を立退いて各地の親族の許に分散寄寓することもあつた。しかしながら明治初年まで代々大野村に居住して、山城大和領内無足人中の屈指の家格を保持したようである。その後零落して村を去り、現在田原に祭祀を承ぐものがなく、屋敷跡は薮地になつている。

系譜によると、この家は藤原南家の豊成の後と称し、その先は紀州有田郡広郷の山本里に住したと伝える。よつて家名を山本と号した。大和の住人としては明応、大永のころから家伝のほかにも知見がある。山本九兵衛尉辰幹は古市播磨澄胤の手に属して越智の城攻に加わり、明応六年十月一日に討死したとあるが、師淳記に照合される記事があつた。②その子備後守長義は大永年間に田原郷中貫に城を構え、古市氏に従いまた筒井順興にもついたとある。春日大社の石燈籠の中に、この家族が奉献した銘文のあるものが現存している。「山本備後守内方」（天文廿二・六・廿八）、「山本備後入道」（弘治四・二・廿一）、「山本孫八郎宗久」（永禄十・二・十七）などがこれである。孫八郎は長義の子に当る。宗久の子は孫右衛門政勝、その子太郎八政弘に至つて男系が絶えた。その事情は、慶長三年八月に政勝は奈良手掻町で横死した。③よつて政弘は同十年七月、

奈良に祈雨立願の躍興行があつた時、群集の間に父の仇猿屋某を見出して殺害、自らも生害した。これも祐範記その他に記された。④ 太郎八は二十四歳で果てて子がなかつた。弟が一人あつたが、これより先興福寺檜皮院に入つて僧となり、のちに安楽院に転住した。善識房延尊という。そこで家に遺された妹に、同郷の蔵重新左衛門の二男を迎えて名跡を継がせた。山本九兵衛弘盛と称し、慶長十二年に中貫から隣村大野に移住した。この家が大野ならびに中貫の諸社の祭祀に参加したのはそのためであつた。弘盛の子は九兵衛政信、政信の嫡子が平左衛門忠辰である。平左衛門ははじめ政興といつた。

政信の代、寛文、延宝の頃までが山本家の全盛の時であつたらしい。平左衛門の世になつてからは次第に家運は傾いたとみえて、後年に至つて日記には追懐の言辞が多いが、亡父の時が顧られるのが常であつた。⑤ ひとりこの家のみならず村々の旧家は元禄前後には相次いで没落し、村落の内部には大きな構成的変化が現れてくる。田原郷でも事情は他と異ならなかつた。因みに田原郷は東田原、南田原、矢田原および和田の四所に分れ、それぞれいくつかの集落があつた。大野は日笠、中貫、沓掛とともに東田原とよばれた。寛延四年の序をもつ宗国史によると、大野村は高一一四石八斗余、戸数二二、中貫は村高五五石四斗余、九戸、日笠上村は高二〇三石八斗余、三一戸、同下村は高四九石四斗余、八戸、沓掛は村高一二一石六斗余、二二戸のいずれも小村であつた。元禄十五年の大和国郷帳に見える村高と変化はないが、これに東田原村とあるのは日笠上下両村であるらしい。東田原の本村は日笠で、他はみなその支郷であつたらしい。

山本家がいつごろから無足人の格式を与えられたか明かでない。その以後藤堂家の山城大和五万石領は元和五年に加封されたから、その際に伊賀に準じて地侍の家筋の者は願出て格付けされたと推定するばかりである。⑥ 藩公が在国の節は伊賀上野の屋敷にも出向し、その際城和の無足人も召されて謁見する慣例があつた。山本家は五万石領所の無足人にも数少い独礼を賜う家格であつた。系譜には寛文十二年八月に、平左衛門政興が藤堂高久に謁したのを「是当家独礼之初也」と記したが、当時は九兵衛政信の代であつたから、この家伝は不審がないでもない。ただしこの家が平左衛門の時に独礼の無足人であつたことは、日記にしばしば見え、天和二年八月をはじめ毎度この恩遇を受けたことが記されている。のみならず安政三年の城和無足人名前帳にも、その筆頭に「古市組田原大野村独礼山本平左衛門」とある。代々この特権を維持したらしい。また無足人には時々無足人改があり、一定の書式による願書を差出させた。これには所持の武具類の員数および召連れて馳参ずる家来の人数まで書上げる先例があつた。元禄五年に平左衛門の届出たところは「具足一領・鑓一筋・馬一匹・鉄砲一(二ヵ)挺、家来十人、右之通ニテ御用相勤可申

候」とあり、実質的に在郷武士の態勢をとっていた。[7] 中貫および大野にはこの家の譜第の家来筋と称された百姓がいた。[8] その中にはすでに検地帳について公事屋すなわち本百姓となった者もあり、また山本家の田畠を請作し賦役を勤める者もあった。主家が衰微した元禄享保の間にもなお家来三家と称する大野村の住人その他が隷属し、百姓なみの生活を営んでいた。

三

九兵衛政信の経歴は明かでない。おそらく終生田原に住んで家名を守ったようである。隠居して九入と号し、元禄五年に八十一歳の生涯を終えた。平左衛門は日記にこの父を「自壮歳之昔、到晩年之今日、徳行之沢水潤身、積善之余計溢家、故衆人以惜之」（元禄五・十一・六）と述べた。政信の妻は細野右近大夫藤嘉の女で、系譜によると成人の三男四女のほかに夭折の子女があった。

右近藤嘉は、豊臣家に仕えて伊勢安濃の城主となった壱岐守藤敦の子である。藤敦の弟左京亮光嘉は分部氏に養われ、徳川家康に従って大名に取立てられて、近江大溝藩の祖となった。細野氏は伊勢の名族に数えられる。藤嘉の妻は藤堂家創業の功臣梅原勝右衛門武政の女であった。所生の三子、長は山岡儀左衛門景依、次は細野一郎左衛門具祐、三は萩森又兵衛定経という。[9] 一女は山本九兵衛の妻である。儀左衛門景依は出でて藤堂家の臣覚兵衛景政の嗣となり、養父の死後一旦浪人したが、のち再び帰参して久居藩に附けられ、四百石を知行した。長子儀左衛門景長、その子儀左衛門景久に伝えて、代々久居にあった。景長の弟覚兵衛景信は、はじめ板倉内膳正重種に仕えて二百石を賜わったが、[10] のちに水野肥前守忠位の家に召抱えられた。景信の弟八助景吉は板倉周防守重冬に仕えて知行百石、大横目役となり、元禄ごろは伊勢亀山に住した。[11] 景吉の弟弥六景明は久居藩で別に召出され、鉄砲役を勤めた。

細野氏略系

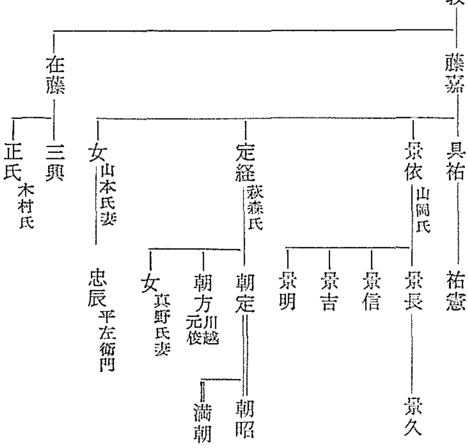

細野の家を嗣いだ一郎左衛門具祐は、関備前守長政の家老となり、

千百五十石を知行した。そのうち五百石は関家の宗家に当る森美作守家からの合力であつた。森家が美作津山にあつた時は、関家もその支封として作州にいたが、元禄十年に森長成歿して備中に移され減封されたので、関大蔵長治も備中新見に転封された。一郎左衛門は元禄十一年に老病で死去し、その子藤九郎祐憲が家を嗣いだ。[12]細野家は以後代々関家にあつて家老職を世襲し、明治に至つたことは武鑑によつても窺われる。

又兵衛定経も藤堂家の士萩森又兵衛某の養子となつた。はじめは伊賀上野におり、のちに久居附となつて二百石、大横目役を勤めた。この家は嫡子又兵衛朝定が嗣ぎ、父の職を襲い、かねて鎗大将、宗旨奉行にもなつた。朝定の養子十大夫朝昭は父に先立つて死んだので、又兵衛満朝を養つて嗣とした。久居の山岡景長・景久父子、また萩森朝定・満朝父子とはことに交渉が深く、年始をはじめ季節の挨拶文や吉凶の贈答が永く続いていた。元禄十二年の冬から山本家は助成講と称して振上銀の催しをはじめた。親類縁者から銀三十目宛を集め、十年切で元銀を返却する一種の頼母子である。この時仲間には加らなかつたが、久居の山岡儀左衛門、萩森又兵衛の両家から金一両宛、同じく山岡弥六から金一分の助成があり、後に述べる吐山玄伯、真野平助からも金二分宛の援助があつた。平左衛門はたびたび伊賀伊勢の親類を訪ねているが、その時もこれらの諸家の客となつた。なお萩森朝定の弟朝方は作州津山の関家の医臣川越氏に養われ、川越元俊と称して百五十石を食んだ。元禄五年の春、病のために致仕して久居の萩森家に帰り、京都に出て養生したが、九月に亡くなつた。[13]また又兵衛定経の女は津藩の真野文左衛門正義の妻となつた。

四

政信には男の同胞はなかつたが、妹は三人あつた。長妹岩女は春日社家大宮神主の正真院三位経就卿の室となつた。つぎの鶴女は三輪神主の高宮遠江守某に嫁した。末の良女は郡山城下綿町居住の町人西屋某の女房である。仲の叔母とその婚家とについては、甥の平左衛門の日記には所見がない。ただ系譜に寛永十九年二月二日卒とある。おそらく早く歿したためであろう。[14]正真院家と西屋と、この両家に関しては記事が多くあり、長く往来したことがわかる。

正真院家の叔母は、延宝五年に老母貞寿、元禄五年に兄政信の病床を、その家族とともに見舞つたばかりでなく、しばしば田原の実家に帰つて逗留した。[15]山本家からも奈良へ出る時はこの家を訪ね、宿泊することもあつた。[16]田原より毎年歳暮もしくは節分の祝儀に芋頭五十、芋子二升、芋茎二連が正真院家に贈られる先例があり、また年玉をはじめ筍、梅実、柿、薪など季節の贈与も絶えなかつた。

ことに柿は「田原本柿送正真院家老母方予伯母也、於当家令生故、慕故郷之物心不絶、故送之」（宝永二・十・廿二）などとあった。

経就卿には嫡子のちの大宮神主三位経賢卿のほかに、同じ社家の富田延英や辰市祐用の室になった息女たちもあった。これらの諸家とも平左衛門は交渉をもち、その縁者のことも日記に記している。たとえば天和二年二月に富田内膳正の舅長柄村甚七が死去した時、平左衛門は弔使を遣したが、六月になってその妻であった婦人に郡山本町の名屋宇兵衛方から縁組の所望があった。平左衛門は叔母夫妻の依頼によって郡山へ赴き、「於方々名屋事立聞」きし、「不宜家也」と報告した。同じく経就卿の孫女、辰市淡路守の息女が、元禄十二年九月に同国小泉の村上弥六方へ嫁入っている。甚七は百姓、宇兵衛は町人であろう。村上氏は片桐家の家中と思われる。なお経賢卿の息女に、同国柳本の織田家の侍梅本某の妻になった人がある。宝永七年七月、平左衛門は経賢卿の息大膳亮経厚を伴って、井戸堂村に隠居していた梅本氏を訪うた。これは経厚の行状について、親父から頼まれて、梅本夫妻とともに諫言するためであった。正真院家を通じて平左衛門は春日社家の諸家とも交際があった。若宮神主の富田延英とはとくに別懇であったらしい。社家の月並連歌の会にはたびたび出座して、その吟詠を日記に書留めている。

茜屋は郡山に数代居住した町人であった。商売は油屋であったらしい。奈良の町人で油代の滞った家々からの取立催促に、平左衛門も相談をうけ、遠縁に当る南都与力十楚勘右衛門に口入を申入れたこともあった。[17] 延宝四年二月に茜屋の叔母は傷寒を患って死去したが、九兵衛政信は妹の病床を見舞い、山本家の一門や家来たちも弔問に郡山へ行った。茜屋からはその遺物として、九兵衛に綾島の着物一、平左衛門には帷子二を贈って来た。この叔母は当時後家であったが、作右衛門、善兵衛および同町内の久宝寺屋久兵衛の女房倉女などの子供があった。この年十一月に作右衛門が田井庄の善次郎娘を迎えて婚礼を挙げたが、田原からは九兵衛が祝儀の席に列している。平左衛門日記に元禄ころ茜屋市兵衛、宝永ころには茜屋市右衛門と記されたのは、いずれも作右衛門と同一人らしい。元禄十二年一月には郡山城下に火災があり、茜屋も久宝寺屋も類焼した。平左衛門は早速市兵衛には竹一荷、倉女には茶二斤を贈って見舞とした。ところが宝永年間には山本家と茜屋一門とは一時不通になったことがある。事情は明かでないが、この前後平左衛門は経済的に逼迫していたから、あるいは金銭上の理由があったのかも知れない。その推測はともかくとして、同六年の暮に和解して、新春には年玉を贈っている。[18] またこの月平左衛門は法隆寺へ行く途中、往復とも郡山に立寄って、茜屋を訪ねた。もっとも茜屋もこのころ不如意に陥ったらしい。同年九月に市右衛門らは多年住み馴れた郡山を立退

いて、京都に移住した。[19] その暮には京の市右衛門から借銀の相談があり、平左衛門は銀主を世話している。ただし享保二年正月に年玉をもとの如く郡山綿町に送つているから、久しからずして京都の仮寓から還住したらしい。

山本家と正真院家、また茜屋一家との親類附合は以上のように懇であつたが、正真院家と茜屋とは直接に交渉をもつことはなかつたらしい。平左衛門日記にこの記事がないからといつて、にわかに推断するのは軽卒かも知れないが、日記は延宝四年以後、すなわち茜屋の叔母の死後の年代の記録であるから、姉妹の縁家の間が疎遠であつても、ありそうなことといえよう。神主家と町人とではじめから懇意でなかつたかも知れぬ。ただ宝永七年五月ごろ、正真院家より借銀を申入れ、平左衛門はこれを茜屋に取次いだことがある。これも直接の交渉ではなかつた。

五

平左衛門忠辰の次弟は、はじめ山本弥市兵衛政甫と称した。延宝年間には二十代の青年で、同国柳生村の柳生飛騨守宗冬、同対馬守宗在父子に仕えている。山本家の一門には柳生陣屋に奉公する先例があつた。これは後で述べる。藤堂家は初期に伊賀無足人が他家の扶持を受けることを禁じていたので、[20] 城和領にも同じ制度があつたと思われる。しかしながら一方に宗国史には「無足人之子共、他所へ奉公仕らせ度者、是又奉行所へ相断、可受許容事」（享保七・五・十八）の申渡もあるから、このような慣例がすでに早くから認められていたとも考えられる。延宝四年五月に弥市兵衛は江戸の藩邸から帰国し、そののちは結番によつて毎月柳生へ出勤した。いまだ一家をなさなかつたため、田原の兄平左衛門の屋敷内に同宿したのであろう。柳生家には兵法日と名づけて家士の出仕を命ずることがあり、また「柳生家兵法之誓紙改之、江戸遣之、諸士如斯」（延宝四・十二・十三）ともあつて、政甫もその手続を行つた。

この人は天和二年の日記には木村弥一右衛門、その後は木村勘左衛門信匡、隠居して夢岸と記された。作州津山の関家の家中士である。関家には平左衛門兄弟には母方の伯父細野一郎左衛門がいたから、推挙仕官の途がないわけでもないが、先に掲げた細野氏の略系図によると、右近藤嘉の弟に儀右衛門在藤がある。儀右衛門ははじめ伊勢安濃郡五万石の領主富田信濃守信高に仕え、のち同国亀山城主松平下総守忠明の家臣となつた。富田家は慶長十二年に伊予宇和島城に移され、松平家は同十五年に亀山に入つたから、儀右衛門は伊勢の住人であつたに相違ない。この人の子に細野与左衛門三輿、木村藤左衛門正氏の二人があつた。藤左衛門が従兄弟の一郎左衛門とともに関家に仕えていて、山本弥市兵衛がその跡を継いだのでは

あるまいか。天和二年九月に平左衛門は末弟覚勝を伴つて津山に旅し、木村氏を訪ねて兄弟三人が交歓した。作州滞在半月の間に細野家のことが見えないが、江戸在勤のためであろうか。

宝永七年八月、勘左衛門は隠居して、養子元右衛門が知行百五十石相異なく相続した。系譜によると、木村氏に四子があり、長を勘左衛門信種といつた。養子の元右衛門のことであろうか。つぎは女子で藤田段右衛門の妻となる。宝永七年正月の年始文宛名の中に「新見木村信匡、同□右衛門、同松之丞、信匡妻、藤田段右衛門几五〔通〕」（同年正・十七）とあるから、藤田氏も関家の家中であろう。そのつぎの男子は森市右衛門信重と称した。森氏に養われて伊予松山の松平隠岐守定直に仕え、百五十石を知行した。正徳五年七月に平左衛門は市右衛門に養父の悔状を書いており、そののちは年始の文通もあつた。末子は木村造酒右衛門信一。「木村文到来、夢岸末子酒造〔ママ〕右衛門、為主君妾女三保女之養子之旨、先日告之」（享保二・五・三）とある。田原からこれに対して祝意を申送つた。夢岸は正徳三年の冬に大和へ来り、法隆寺中院で兄平左衛門、弟覚勝と久方ぶりに対面し、田原の生家に帰つて越年した。(21)

山本氏略系

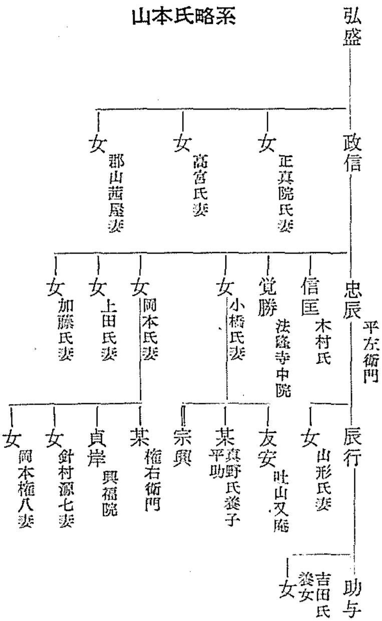

平左衛門の末弟は、法隆寺九十代の別当に推された一﨟法印の中院覚勝である。系譜には、はじめ薬師寺福蔵院の弟子となり、寛文十年に吉田八左衛門長経の養子分として法隆寺に入り、中院住職になつたとある。斑鳩文庫の系図入日記には、音渕房覚勝は延宝元年霜月廿一日得度とあり、同日系図の披露が行われた。このころ法隆寺の僧となるためには、五代相伝の侍筋の者たることを必要とした。家の由緒を吟味したのである。これは大和の大寺にはひろく見られる。山本家はこの条件に適合するが、吉田八左衛門は中院の寺元であつたから、とくに養子契約をしたのであつた。

法隆寺のいわゆる元禄の大修覆には、覚勝は修理奉行となつて大いに尽力した功労者である。(22) 山本家の衰運に際しても、この人は大いに援助し、平左衛門はいく度か田原の本宅を明けて、弟の住持する中院に寄寓の年月を過している。また山本家が法隆寺普門院の寺元を持つたのも覚勝から平左衛門に譲られたのであつた。

六

平左衛門には、同国山辺郡下深川村の無足人小橋五左衛門宗友の妻五宇女、山辺郡福住郷井之市村の無足人と推定される岡本八左衛門某の妻石女の二姉と、奈良の住人上田庄大夫貞次の妻品女、伊勢津の家中加藤六兵衛義定の妻布宇女の二妹とがあつた。

小橋五左衛門は下深川村の大庄屋無足人小橋彦四郎の一家である。当時の彦四郎は五左衛門の弟に当る。五左衛門の長子彦八郎は父に先立つて卒した。次子茂八友安は、五左衛門の弟で医業を修めて久居藩に扶持された吐山玄伯につき、その家を嗣いで吐山又庵と称した。末子は津の家中真野文左衛門の養子となつて、二百石を知行した真野平助である。文左衛門の妻は萩森家から出ている。吐山氏は山辺郡の名族の家名であるから、玄伯も小橋家から入つたのであろう。無足人の子弟が家中の養子になることは藩庁の認めるところであつた。[23] そこで五左衛門の家は養子庄助宗興が継いだ。庄助はもと源蔵といい、荻村の小橋嶺庵の息であつた。これも同族である。貞享三年二月、源蔵は西屋市兵衛の姪紀和女を妻とした。紀和女は市兵衛の姉久宝寺屋久兵衛の妻倉女の娘であるが、久兵衛の子ではなく、前夫の子であつた。養子願を古市奉行所に提出して免許を得、また婚礼ののち叔父の大庄屋彦四郎に伴われて、源蔵は奉行所に参上したが、これは無足人の家格であつた。小橋氏三家はもとより、久居の吐山家、津の真野家と平左衛門父子との交渉も親密であり、平左衛門は老年に至るまでたびたび伊勢に赴いて、両地の武家屋敷の客となつたことは日記に見える。また彦四郎の息孫四郎も久居藩に奉公し小橋磯右衛門と称した。のちに平左衛門の嫡子平左衛門辰行は小橋彦四郎宗則の女を養つて、養子の平左衛門助与に配したがこれは先祖の因縁によつたと系譜に記された。

岡本八左衛門は井之市村無足人岡本八郎兵衛の同族であつた。両人はおそらく兄弟であつたかも知れぬ。[24] 延宝、天和のころに八左衛門一家は、しばらく郡山に出て町人になつたことがある。[25] 延宝四年の春から夏にかけて、八左衛門は村方と銀子の出入があり、一族はもとより平左衛門までその解決に奔走した。この一件が八左衛門の一時離村と関係があつたのであろう。八左衛門の子兵之助は、天和年間から古市奉行玉置甚三郎に召仕われて、古市に居住した。[26] いずれも家運が傾いたためかと推察される。奉行が交替しても兵之助の古市勤めは変らず、玉置七左衛門、水上権大夫に歴仕した。元禄十二年に水上氏が伊賀奉行に転じた際、兵之助はこれに従つて上野に移つた。[27] 宝永三年二月に平左衛門の姉、岡本氏後家が死去した時、嫡子権右衛門は当時津にありと記されたのは兵之助のことである。妻は宇陀の生間岩之助の姉佐与女といつた。

八左衛門の娘には、奈良興福院に入つて尼となつた貞岸、山辺郡針村の源七の妻辻女、布利女および古市村大庄屋広瀬佐次右衛門の一家広瀬新右衛門の妻須磨女などがあつた。末の須磨女は元禄五年十六歳の時、宇陀郡萩原町の住人と縁組が整い、古市奉行所の免許を得たが、元禄九年には広瀬氏に嫁した。再婚であろう。布利女は幼少から平左衛門夫婦の手許で養育され、元禄四年に平左衛門の妻が病歿してのちは、山本家の縁者梅原儀左衛門の口入で、伊賀家中湯浅家の後室正光院に奉公した。正光院は藤堂新七郎家から出たので、梅原家と昵懇の間柄であつた。この女は元禄十二年まで上野にいた。[28] 宝永三年四月に布利女は亡母の遺跡を継いで、山辺郡大塩村から婿権八を迎えた。その六月には権右衛門の子源之助が磯上大庄屋を通じて奉公願を出しているから、岡本八左衛門の男系は村を出て、娘が家を立てたことになる。婿の権八は大塩村九兵衛の一家である。井之市村には岡本助八と称する同族があり、その妻は右の九兵衛の娘であつた。のちに記す如く、田原の横田治左衛門の妹が九兵衛に嫁しているから、権八は山本家と廻りまわつて縁続きになる。

妹品女は延宝三年に十七歳で死去した。嫁して間ない時であつたろう。日記にはその仏事以外知ることはない。末妹の布宇女ははじめ初女といつた。平群郡立野村の安村氏の妻となつたが、延宝四年正月に祝儀のため実家を訪ねたまま婚家へ戻らなかつた。立野からも迎えが来なかつた。その後初女には二三の縁談があつたことが記されている。いずれも不調に終つたが、町人の家であつた。[29] 延宝六年にこの妹は十九歳で、津の家中加藤氏に後妻となつて嫁入つた。布宇と改めたのはこの時であろう。加藤六兵衛は藩主藤堂高久の世子大学頭高近の近習となつた人である。萩森又兵衛ら親族の肝煎によつたと思われる。貞享三年九月、加藤氏の妻病気のため、平左衛門は伊勢に赴いて、萩森氏らと相談の上、妹を田原の家に連帰つて養生させた。六兵衛は世子高近について江戸に在府していたのである。しかしながら病状は思わしくない。畢竟平癒し難しと予測されたので、十一月初めに平左衛門は布宇女を婚家に送り届けている。たまたま六兵衛とその子半内とは、江戸の世子から在藩の高久に対する歳暮ならびに年頭の祝儀の使者となつて帰国したので、布宇女は夫や継子、兄などの看護をうけながら、世を去つた。[30]

七

平左衛門の妻は雪女といい、播州明石城主松平日向守信之の家臣安藤平兵衛政家の女であつた。寛文十二年十七歳で田原に迎えられ、元禄四年に病歿した。安藤政家は系譜に忠成とも記した。この人実は平左衛門と一門の無足人横田源左衛門忠勝の子である。出でて安

藤氏を嗣いだ。平左衛門にも数子があつたが、成人したのは嫡子甚六のちの平左衛門辰行と、河内丹北郡小川村の山形主水吉澄に嫁した町女と二人であつた。甚六は元禄九年八月、二十四歳の時、田原の本宅へ盗みに入つた元家人の市助を討取つて、藩公の上聞に達したことがある。その後持病が発つて悩み、かねて山本家の窮迫をも嫌つて他家を嗣ぐ望を抱いたことがある。萩森家養子の話もあつた。[31] 平左衛門父子の間に気まずい空気が続いている。元禄十二年十一月に甚六は、同郡坂原村の無足人狭川新五左衛門、同新平の両人を師として、剣術に出精しているのは、一には武士たるべき念願を叶えるためでもあつたろう。しかしながら一門の横田長助、同平蔵らの諫言もあつて、甚六は出郷を思留まつた。その後隣村此瀬居住の無足人吉田八左衛門の長女を妻に迎えた。享保四年に平左衛門は隠居して三六と号し、甚六は平左衛門と称した。[32] 辰行の子源次は夭折して、女子十女も外祖父吉田八左衛門の養女となつたので、山本の家は他家から養子を入れた。

町女は系譜によると「自幼少法隆寺御所被為養育、依姫宮之御恩恵、嫁河州山形氏也云々」とある。宝永二年四月に河内へ縁付いた。仲人は和田元立といい、法隆寺中に寓居した者である。中宮寺の門跡尼公がこの縁談に力添えしたことは確からしい。この年平左衛門は上野の梅原家で越年滞在した。家運衰微のため何度目か田原の家を離れていたのである。それでも三月には法隆寺へ行つて、娘の縁談に気を遣い、たびたび中宮寺に参上して挨拶を述べ、かつ恩遇を謝している。[33] 山形家の婚礼の席に平左衛門は出坐しなかつたが、閏四月に主水夫婦が中宮寺へ御礼言上に来た日、中院において祝儀の盃を交わし、六月には甚六を同道して河内の婚家へ赴いて、その親類たちとも対面した。町女は正徳ごろに死亡したらしい。その消息は日記にはあまり見えぬ。

なお系譜には平左衛門の養子に玄俊懐儀の名が記された。これは法隆寺普門院の住持であつた。懐儀は津藩の士玉置七左衛門の息で、元禄七年得度し、普門院懐賛の弟子となつたが、宝永元年に遷化した。山本家は正徳、享保のころに普門院の寺元であつたから、この記載があつたのであろうが、寺元の養子分となつて後住が入山する慣例があつたとしても、この記事は年次の上に不審がある。ついで同家中山岡十太夫の息が入寺して、宝永四年に式音房覚義と称した。この方は系譜に見えない。平左衛門辰行の代にも同様の養子があり、以下三代に亘つて普門院の住持の名が書加えてある。

此瀬村の吉田家は山本家の同族一門ではないが、平左衛門の時から深い縁故をもつようになつた。この家については別に述べたので、[34] ここでは要点のみを記しておく。平左衛門の弟覚勝が法隆寺中院に入つたのは、寺元吉田八左衛門長経の養子分となつた関係はすでに

述べた。吉田家は大和国民の箸尾一族であつた。父祖二代とも新興大名諸家に奉公し、父弥一右衛門は武州川越の松平伊豆守信綱に仕えたが、明暦二年に浪人帰国して法隆寺中に寓居した。その後八左衛門は山本家の口入であろうか、此瀬村の青田金左衛門の一跡高十八石余を、金百二十両で買得し、延宝六年に入村移住した。間もなく願出て無足人に取立てられたらしい。八左衛門は平左衛門よりも七歳の弟であつたが、ともに享保五年秋に前後して世を去るまで、数十年の間親交を保つた。吉田家の財力が山本家を幾分か支えたこともある。のみならず両家は縁組を重ねることになつた。

八左衛門の母は、藤堂家上野の家中で知行四百石の西庄源左衛門家から出た。西庄氏ももとは大和の住人であつたらしい。興福寺明王院と関係があつた。八左衛門の妻は同じく伊賀の士高田道漸の末女である。[35] 天和二年に婚礼の時、西庄氏とともに平左衛門も周旋の労をとつた。八左衛門に二男二女があつた。長子ははじめ西庄家の養嗣の話もあつたが、元禄五年に法隆寺妙音院に入つて得度した。養海房壱英という。のちに東大寺知足院の住持となつて長賢房良信と改めた。吉田家は知足院の寺元でもあつたからである。次子は十郎右衛門房経、別所村吉見甚右衛門の女を妻とした。いずれも父に先立つて歿している。長女石女は山本甚六の妻、次女鍋女は南都伶人芝河内守葛光に嫁した。房経が正徳元年に死去してのち、八左衛門は山城相楽郡上狛庄椿井の郷士椿井三雪の息を養つて、義平次正盈と称したが、この人は離別された。享保三年の冬、外孫に当る山本甚六の女を養女とした。十女のちに滝女という。これに養子弥三右衛門重満を配した。弥三右衛門は同国小泉の片桐石見守貞起の医臣島田碩庵の末弟である。家伝には長元とある。妻山本氏が早く卒したので、後妻として郡山の松平美濃守家来安養寺八左衛門の姪、実父は江戸旗本竹田新左衛門の女を容れたという。

八

当時田原郷には、山本家の一門が三家あつた。いずれも横田氏を家名としたが、もとは蔵重といつた。これは山本九兵衛弘盛の兄弟の子孫である。弘盛の兄源左衛門忠頼は、かつて大和大納言秀長卿に仕え、はじめて横田と称したという。[36] この一族は郷中の旧家で、昔源義経が大和国を潜行した時、一夜の宿を求めたとの由緒を誇つていた。今も田原村には義経通行の伝説がある。忠頼の嫡子源左衛門忠勝は村を出でず、藤堂家の無足人であつた。[37] この家は表屋とよばれたが、本家の意であろう。郷中の日笠村の倉脇に住した。

忠勝の妻は早く死去し、後妻は紀州家の家人豊田氏の女であつた。豊田氏は山辺郡の豊田と関係のある家ではなかろうか。忠勝の子は先に触れた安藤平兵衛のほかにも男子があつたが、早く死に、また

僧になった。一女は山城相楽郡木津村の郷士中弥兵衛の妻である。

横田氏略系

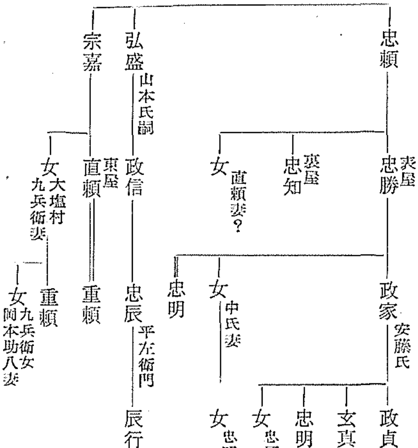

安藤政家の嫡子平兵衛政貞は父について明石の松平家に仕え、延宝七年には国替によって大和郡山城下に移住した。(35) 一族が近い所に集ったのを喜んだ間もなく、貞享二年再び下総古河へ転封のため去って行った。松平家は元禄六年に日向守忠之狂気の故をもって改易され、その弟大和興留一万石の斎宮信通に二万石を加えて家を継がせ、備中庭瀬に移し、さらに同十年には出羽上山に城を与えられた。主家の変事に遭って、安藤氏がどうなったか不明であるが、年始その他の文通は江戸の安藤平兵衛との間に往復があった。庭瀬や上山のことは見えない。享保二年九月に安藤氏は、大和に帰って法隆寺中院に住みたいと申越した。あるいは浪人暮しであったかも知れぬ。

政家の二子は妻木玄真といい、医師になった。天和二年には郡山の家中で扶持された。平左衛門はこの年新春の祝儀に、郡山の安藤、妻木の両家を訪問している。この人は享保二年には中風を患っていると報ぜられた。元禄五年以後は、越前福井の松平家に抱えられた。

三子は長助忠明、平左衛門の妻には弟になる。寛文八年以来、祖父忠勝の許に養われて、田原の表屋を相続した。武士の家に生れて、祖父の家といい、無足人とはいいながら、村里の生活に還ったわけである。妻は木津の中氏の女、すなわち叔母の娘であった。

長助も無足人である。天和二年の年頭には、平左衛門と同道して、興福寺一乗院門跡に拝謁、祝儀を述べたり、貞享三年十一月には、柳生家から招かれて、能見物に出かけたりしている。また東田原の盆踊は表屋や山本家の屋敷でも一踊する慣例があったから、格の高い家筋であったに相違ない。表屋の持高が何程であったかは詳かでないが、元禄年間には相当窮乏していたらしい。元禄九年の秋ごろ、長助は借銀弁済の必要から、作州森伯耆守家の浪人岡左助を養子として、その持参金を得ようとしたことがある。左助は銀三貫五百目をもって表屋の一跡資財を譲受けたいと希望した。岡氏の一家可児恕庵も、横田寿閑尼の一跡徳米十五石余の地を銀四貫目で入手しようとしたが、いずれも不調に終った。岡氏も可児氏も大坂に町屋住

いしていたらしい。右によつて推定すれば、表屋の高は当時二十石を越えなかつたとみてよかろう。宝永七年四月に至つて、この家は借銀が積つて返却出来ず、所領の地を沽却して没落してしまつた。表屋は一門の宗家でもあり、長助は亡妻の弟でもあつたから、平左衛門も救済に力を尽したが、同様衰運にあつた山本家には支えることは出来なかつた。長助は名を蔵重忠助と替えて、古市奉行葛原半大夫に浪人分として扶助されることになり、一家は田原郷を退散した。[9] 奉行の葛原氏は平左衛門の母方の縁者になる。また中院覚勝も長助を引取ろうと申出たが、実現しなかつた。

忠勝の弟に宇兵衛忠知があつた。柳生家に仕えて家老となり、二百石を領したと平左衛門は記したが、壮年で歿して嗣子がなく、後家の寿閑が一跡を保つた。その死後遺領は表屋の長助が相続した。宇兵衛の屋敷は表屋の裏にあつたので、裏屋と呼ばれた。寿閑は若松氏の女である。甥の若松源助は延宝五年に禁裏付石谷長門守武清の与力に召出された。また寿閑の妹蜂須賀助右衛門母も、姉に先立つて摂州尼崎で死去した。この一家も武士の系統であつたらしい。

表屋、裏屋に対して東屋と称したのは、弘盛の弟治兵衛宗嘉の家筋である。これも日笠村に分家した。宗嘉については知るところがない。ただかつて郷中の矢田原村が南隣の中畑村と山の相論があつた時、「忠頼（横田源左衛門、為忠明曾祖父）、弘盛（山本九兵衛、為予祖父）、宗嘉（横田治兵衛、為直頼父）、右兄弟三人依粉骨、矢田原為勝、……依之自彼村、毎歳正月年玉令持参、首百姓予代迄来之処也、右之旨直頼も以演説也」（元禄九・九・廿五）と見える。その子治左衛門直頼もはじめは柳生陣屋に出仕して、但馬守宗矩に奉公したことがあつた。病身のため早く勤を辞して村住になつたが、松永昌三について学び、学問多才の人といわれた。平左衛門も師事したとある。妻の小督女は表屋から迎えた。恐らく忠勝の妹であろう。子がなかつたので治左衛門は妹の子、大塩村九兵衛の男を養つて家を嗣がせた。平蔵重頼である。後に権右衛門と改めた。平蔵も養父治左衛門も医薬に通じていたとみえて、たびたび一門ならびに郷人の療治投薬に応じている。平蔵は元禄九年の日記には東田原の庄屋を勤めていることが見え、家は栄えて、表屋没落ののちはその名跡を継いで無足人に取立てられた。[10] この家は寛政年間には七代相続と称していたが、明治以前に退転して、田原村には蔵重の一族は絶えてしまつた。

重頼の実母小万女は治左衛門の妹で、はじめ大阪天満の社家沢田猪右衛門に嫁したが、後家になつて、大塩村の九兵衛の後添に入つた。また治左衛門の弟には流意と称する僧があり、泉州堺の塩穴観音の辺に住んでいた。元禄年間には田原と往来があつたが、治左衛門が同九年に歿してからは消息は知られない。重頼の妻は古市村の広瀬新右衛門の女であつた。従つて福住の岡本家と縁続きになる。

後妻は奈良に住した春田如匪の女であつた。春田氏は肥後の細川家の家中で隠居の身であつた。[11] 正徳三年冬、重頼は三たび妻を娶つた。成田氏の女とあるが、その家筋は詳かでない。ただこの吟女は先に小泉の西喜間太の妻であつたが、離別して重頼に嫁したとあるから、侍素性であつたかと思われる。[12] この人の異母弟は興福寺愛染院の僧良澄房淳光といい、また伯父には河内玉手山の衆僧慶応房、伯母には同国道明寺一之室の尼僧などがあつた。重頼の娘に中庄村の庄屋茂兵衛の嫡子甚次郎の妻になつた女もある。

九

最後に伊賀家中の梅原家について述べる。この家の系図は平左衛門が宝永二年また正徳五年に浄書したこと日記に見えるが、二巻とも子孫の家に伝来している。始祖梅原勝右衛門武政は近江蒲生郡の梅原に生れ、「一代武功不知其数」と記された。はじめ稲葉伊予守良通に従い、また豊臣秀長に仕えて大和郡山に住し、慶長初年に藤堂高虎に随身した。藤堂家が伊賀、伊勢に転じて、二千五百石を知行、上野城を預つたと伝える。武政の女が細野氏の妻となり、その女が田原の山本家に入つて平左衛門らの母になつた。従つて梅原、山本両家は、身分からいつてもかなり遠縁になるが、系図によると、細野氏の松女は「雖武政外孫為養子、自襁褓之中在彼家、為武明妹」とあつた。両家の親交はこれによつて諒解されよう。

梅原氏略系

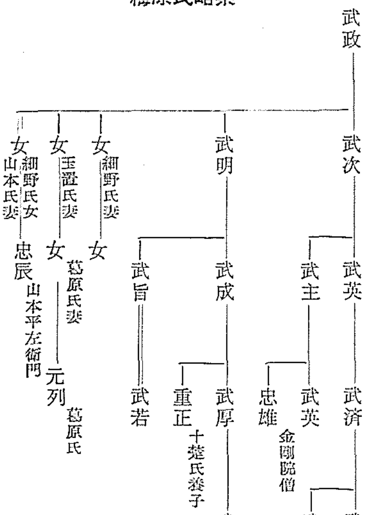

平左衛門のころ、梅原氏は三家に分立していた。武政の子頼母武次の家は、三左衛門武英を経て、新兵衛武済、三左衛門武陳、武陳の弟で兄多病のため隠居したあと、宝永三年に家督を相続した頼母武雅と、代々千石を知行した。武政の子勝右衛門武明は千五百石、はじめ津に居住し、のち上野に移つた。この家も勝右衛門武成、勝右衛門武厚と千石を伝領したが、武厚の子勝太郎武玉は幼年につき五百石を賜つた。また武明の次子儀右衛門武旨は別に二百石をもつて召出され、上野に住した。この家も養子左内武若が相続した。これらの三家と往来は繁かつたが、ことに宝永二年には平左衛門は上野の三左衛門武陳の屋敷に寄宿して正月を迎えている。困窮して故

山を立退いたためである。この時嫡子甚六も法隆寺に身を寄せた。梅原家では「種々之祝儀、先祖之遺風无闕如、蒸（ママ）故代之式、可謂神妙而已」をみるにつけて、「予齢已満六十五歳、於他郷超歳、其是非如何」（同年正・一）と歎じた。この年は娘の婚儀があつて、閏四月に一旦帰国したが、八月には再び三左衛門の邸を訪ね、月余の淹留を重ねた。武陳の隠居についても相談をうけている。頼母武雅の妻は、系図によると藤堂主殿正綏の女で、享保十年に二十一歳で卒したとあるが、その以前にも一度娶つたことがある。正徳五年に大阪衆の岸田源之進の女を、平左衛門らが周旋した。この女は小笠原佐渡守の浪人で、外伯父の勝見木工助の娘分となつて嫁入つたが、祝儀は「表向非婚礼之式」（同年七・六）とあるから、系図に洩したのであろう。

頼母武次の子源五右衛門武主は、稲葉家に仕えて知行三百石を得た。その子新五郎武英も父の跡目をうけて、三百五十石に加増されたが、のち阿波の蜂須賀家に召抱えられ、三百石十人扶持を賜わつたとある。源五右衛門の子に興福寺檜皮院の住持となつた秀雅がある。檜皮院は宝掌院のことで、山本家からもこの寺に入つた者がある。寺元は上野の藤堂新七郎家であつた。新七郎家と梅原家とは同族とも伝えられ、梅原一門で檜皮院に入ることたびたびあつた。いずれも新七郎家の養子分である。秀雅はのち江戸に出て諸寺に転住し、元禄年中に芝神明宮の別当金剛院に入つて忠雄と改めた。この人とも文通を平左衛門は欠かさなかつた。

勝右衛門武成の末子忠太正武は、叔父儀右衛門の養子となる談合もあつたが、元禄五年に南都与力千楚又四郎の養子となつて奈良に来り、勘右衛門重正と称した。奈良奉行所の役人に親族がいたことは、いろいろと都合がよかつたようである。日記には親類附合のほかにも交渉があつたことを記している。また梅原一門の姻戚にも平左衛門は多くの知己を得たようであるが、繁雑になるので省略し、一例だけ挙げておく。勝右衛門武政の女に同藩千石取の玉置佐右衛門直富の妻になつたミヤ女がある。この婦人は平左衛門の母には叔母に当るが、姉分になつていた。ミヤ女の娘クル女は同藩四百石葛原半四郎元教に嫁した。半四郎の息半大夫元列は六百石に加増され、元禄十二年に城和奉行に補されて古市に赴任した。葛原氏の来任は山本家にとり何かと力強かつた。公私ともに交渉をもつている。⑬宝永七年十二月、半大夫は役替になり、津へ還ることになつた。平左衛門はその祝儀の挨拶に参上すると、奉行は諸役人同座の席で引見し、「平左衛門叓、予親類也、予母平左衛門母従弟也、故二従弟也、替去之後万叓各頼入」（同年十二・十八）と語り、諸役人おのおの諾されたとある。半大夫の一言は、衰微した山本家の将来に対して大きな支柱となつたに相違ない。正徳五年の秋に「所持之領地徳分

又借銀以下之叓」を記した「当家相続之願望之一巻」を、庄屋権右衛門重頼を通じて古市大庄屋まで提出し、十一月に至つて奉行所から合力米二石、拝借米四十石を賜うことがあつた。この恩遇に代官衆ら古市の諸役人が口添えしたことは申すまでもなかろう。

以上に縷々述べたところによつて、山本家の親類縁者の主たる諸家を紹介した。在郷の無足人家の周辺には、領主藤堂家の上野および津の家中、また支藩久居の家中の諸家、ならびに諸国の大名家に仕えた武士もあれば、春日社の社家、無足人、百姓、町人と諸身分に亘る人々もあつた。このような事実が特殊な場合であつたか否かは、さらに多くの例証を集めた後でなければ判断し得ないが、注意すべき親族関係といわなければならないであろう。（昭和三十一年十月稿、同三十三年五月増補改稿）

① 山本平左衛門日記は、延宝四・五、天和二、貞享三、元禄五・九・十・十二・十六、宝永二・三・七、正徳五、享保二・三・五の各一巻ずつが現存している。

② 春日社家西師淳の明応六年記、十月一日条「大刀辛雄之前、猿沢池之辺ニテ、古市衆被打之云々、鹿野薗、山本以下八九人歟、生涯云々、依之奈良中悉闕無申計」

③ 平左衛門日記 正徳五年八月五日条「予五代前之亡霊乗祐（山本孫右衛門）、今日百卌年忌、香華備進（慶長三年八月五日、於南都手掻町横死）」

④ 平左衛門日記 宝永二年七月十七日条「曾祖父山本太郎八政弘百年忌（実者去年今月今日百年也……）、予父子廟参、政弘者慶長十乙巳年七月十七日、南都春日社祈雨大躍之節、於御旅所南辺、討獲父之敵猿谷市右衛門得誉名、然処以大勢追掛故難逃、於荒池之上慈明坊之前□井之辺、令生涯畢」。また春日社家東地井祐範の慶長十年記同日条にも「躍ノ時分、御旅所之南辺ニテ手掻ノ猿屋生害了、田原ノ備後子孫沙汰之……南へ行去処ヲ追懸、荒池ノ上山頭ニテ致害了、同小者一人成敗了、彼者二十二三ノ者ト云々、猿屋只一刀ニテ切留了」とも見える。興福寺旧記抜書には猿屋喜兵衛とあつた。

⑤ たとえば平左衛門日記の宝永七年正月八日条に「当家節ロ祝、今日令沙汰、家人之外無客、全盛之昔不忘脚（ママ）而已」と書いた七十翁の平左衛門は、同十一日条に「亡父之代、今日者当家為節饗応、田原中之僧来、千巻之心経読（朝昼飯、布施十銭）大野・中貫家並、其外郷中有由緒出入之者、一門中男女等、都而上下二百余人之客（昼晩一汁三菜饗応、濁酒）、□□群令賑之処、延宝七己未年正月十一日、故（ママ）代之式之通令遂行、以後令停止也、□□□衰故如此、慕亡父之昔、老涙、難押而已」と回顧した。

⑥ 拙稿「大和の無足人について」人文研究第六巻第九号

⑦ 平左衛門日記 元禄五年十二月十四日条。この年高野山の行人方と学侶方との相論によつて不穏の状態があり、近国の大名が警戒の態勢をとつたとの風聞に対して、平左衛門は八月二日古市奉行所へ出頭し、「高野叓及大儀、若太守公於出陳（ママ）而者、可願御供之旨申入置也、於御出馬而者、自余之无足人雖不被召連、予一人者可奉御供之志究置畢」と覚悟を述べた。

⑧ 拙稿「無足人家の家来について」人文研究第八巻第九号

⑨ この章は平左衛門日記のほかに梅原家系図を参考した。

⑩ 平左衛門日記　天和二年九月四日条「予従弟山岡藤右衛門、于祖母・老母・兄弟・伯父等欲対面、而頃日自江戸于伊勢久居上着之旨、消息来也、右藤右衛門者、信州坂木之地主板倉内膳正殿之家臣也、山岡故儀左衛門二男也」

⑪ 平左衛門日記　元禄九年十月十七日条「到亀山（御城主板倉防州）之士山岡八助（予従弟）家」

⑫ 平左衛門日記　元禄十二年正月五日条「細野一郎左衛門藤原具祐、去十二月十一日、於江戸死（于時八十四歳）之宴、告自正真院家也、具祐為予母兄故、為予舅也、忌明雖然今夜明日中喪中令精進、今夜詣于十輪寺令向仏、抑此具祐者、自幼生仕(ママ)于摂関備前守殿、知行六百五十石領之、近年令致仕、于嫡子藤九郎、領地无相違譲与之、蟄居之食料三十人扶持、自当主君大蔵殿給之、一生之内鳴世而人用之无比類、冥加至極之士也」

　また元禄十六年九月十九日条「上京……此度之上洛者、細野藤九郎祐寔為対面也（祐寔予従弟也、八月到備中新見、去十三日上洛、旅宿六角堂大坂屋）」とあり、それより数日の間同行して山下半左衛門芝居などを見物した。

⑬ 平左衛門日記　元禄五年九月十二日条「川越元俊病患而、去春主君関大蔵殿之在所美作津山立退而、于久居（萩森弟也）令往之処、病気悪故上洛也、予又上洛而可見及之旨、萩森氏令頼故、雖令領(ママ)掌、九入老病故、上洛止而皈宅」。平左衛門はこの時藤堂高久に謁見して、上野に滞在していた。同月二十二日条「河越元俊（為外従弟）、去十八日於京都死」ともある。

⑭ 平左衛門日記　延宝四年二月十九日条「昨日十八日酉上刻、茜屋伯母死去、件伯母政信妹、五十二歳也」、また宝永三年一月十五日条「到正真院殿、述賀詞、伯母当春九十一歳、別而慶賀之旨申上、皈家」。右二条によると、正真院の叔母は元和二年の出生、茜屋の叔母は寛永二年の出生となる。従つて仲の三輪の叔母は元和年間に生れ、寛永十九年にはおそらく二十歳台の若さで死去したと推定される。ちなみに正真院の叔母は宝永四年に歿した。

⑮ たとえば平左衛門日記　貞享三年六月二日条「巳刻、正真院相州之母儀（九入妹）、久米之助経喬（相州息）、御振女（富田氏女也、相州之姪）等入来也」、それより数日滞在して社参などあり、九日条「客伯母幷御振女、未刻于南都皈」とある。

⑯ たとえば貞享三年には平左衛門は五月二日、六月十九日、八月二十四日に宿泊した。日帰の訪問はこのほか多く記された。またこの年十月には平左衛門の妹布宇女が病気治療のため奈良に出、正真院家に滞在した記事もある。

⑰ 平左衛門日記　元禄十二年七月八日条「訪十楚氏、茜屋市兵衛宴、南都浄厳寺町米屋清九郎油代令滞□、十楚氏令頼度之旨、今朝于田原来、予可頼之来……□□宴申之（茜屋于郡山皈）故、于十楚氏申入之処、得其意之旨被申……」とあり、同月十一日条「茜屋市兵衛飛脚、平索麺廿把到来（去八日所令演説之南都油代之宴、大概令埒明之旨告之也）」とも見える。

⑱ 平左衛門日記　宝永七年正月十四日条「郡山綿町茜屋市右衛

門（予従弟）・同姉於倉女方送年玉（扇二本一宮、半紙一帖宛）
……茜屋与予、近年絶通路之処、去冬整和儀、如古来親族之由
緒又有之也」

⑲ 平左衛門日記　宝永七年九月十六日条「郡山綿町茜屋市右衛門一家、可令移住京都之旨依告之……妻子等去十四日令上京之迹也（姉・中間一人・下女一人、已上三人令留守）、茜屋事綿町累代居住（五代）、因困窮改居也」、同十一月二十五日条「到郡山茜屋（市右衛門依困窮家出、于元之家居故対面而、于洛皈、自去秋在京烏丸五条下雪踏屋町、号大和屋少右衛門也）」

⑳ 宗国史　大通公本譜　寛永十四年条「是夏、公命伊藩、逐封内土兵宦於他邦者家、時天下諸侯、募伊賀甲賀土兵為諜、……有司論之、解官還籍、或推故不従者、収其家放之」、同書国約志補遺の土兵条にも同年五月十八日付の文書がある。

㉑ 覚勝日記　正徳三年十二月朔日条「山本氏、木村氏入来」以下木村夢岸の名が見え、十二月二十九日条「夢岸田原ニ越」とある。また同日記の正徳四年二月二十二日条に夢岸が寺中にあつたことを記し、三月四日条「夢岸立野迄今日発足、銀六百目合力ニ遣」と記された。正徳三年・四年は平左衛門日記に欠けている。なお夢岸は平左衛門より十歳の弟、覚勝には二歳の兄であつた。平左衛門は享保五年に八十歳で歿し、覚勝は享保十六年に七十九歳で寂した。夢岸は享保五年以前に死去の記事がないから、この人も古稀を越える長寿を保つたのであろう。

㉒ 法隆寺院主幷寺主譜略伝の覚勝の条に「是全覚勝一世之興立、自伽藍堂舎修理、至法用並学業法則等、咸致一洗、実可謂法隆寺中興而已」とある。

㉓ 宗国史　国約志土兵条　享保七年五月十八付無足人共へ申渡覚の中に、「御領下無足人之子共を、御家中給人衆へ養子に遣申事、是迄奉行所へ不申断候、自分は大庄屋取次、奉行所へ相断、許容之上、先方より願書をも被差上候様に可申合事」と見える。

㉔ 平左衛門日記　天和二年七月二十三日条「貞岸伯父八郎兵衛」、また同元禄十二年二月二日条「岡本八郎兵衛（兵之助伯父）」とある。兵之助と貞岸とは八左衛門の子である。ただし八左衛門の姉妹が八郎兵衛の妻であつたと考えることも出来よう。

㉕ 平左衛門日記　天和二年二月三十日条「郡山岡本氏、近年於郡山紺屋町雖為商人、自今日于故郷福住井市村皈」

㉖ 宗国史　国約志土兵条、享保七年五月十八日付無足人共へ申渡覚の中に、「勝手不如意に成無足人、御家中へ侍分或は足軽之奉公仕候事は、相断に不及心任に候」

㉗ 平左衛門日記　元禄十二年五月二十六日条「岡本兵之介来、又于古市皈、頃日在于故郷福住、主人水上氏之供而、近日赴于伊賀云々」

㉘ 平左衛門日記　元禄十二年二月十六日条「布利女于福住之老母妙寿尼方帰……此女自幼生（ママ）所養置、辰行母九年已前死之後、在伊賀、去八日皈、今日又于母方所令皈也、予貧故依令諸式簡略、不能令介抱、今送之哀无念ロ惜而已」。

㉙ 平左衛門日記　延宝五年二月十七日条「南部高畠町岩井十郎右衛門来、政興妹於初儀縁与之儀也、当国高取土佐町鞁屋三左

衛門嫡子市三郎方〆所望之由、市三郎先妹見申度故密来由、政興不知由ニテ玄官(ママ)へ来、雖然妹見之儀堅不成由而、市三郎戻云々……十郎右衛門者久居萩森氏入魂故来也」。同年五月九日条「南都取売岩井十郎右衛門来、於始事(ママ)、摂州伊丹住人油屋清兵衛子喜右衛門方縁付肝煎可申由云々」。同年八月十三日条「昨日禰宜源兵衛来、妹儀郡山境町八木屋〆肝煎可申之由申来、不調也」。同月二十九日条「郡山茜屋作右衛門来飯、妹始縁(ママ)辺之義也、郡山境町八木屋某雖所望、不調也」

㉚ 平左衛門日記　貞享三年十二月十五日条「未刻、御布宇死、二十七歳也、嫁于加藤氏而九年之間、一度不覚之不取名、守家従夫之道貞実故、世人甚令哀惜而已」。また系譜によると、平左衛門は貞享四年十一月十五日に、亡妹の追福のため中貫村の地蔵院に一宇の仏堂を建立したとある。

㉛ 平左衛門日記　元禄十二年五月五日条「辰行㝡、数年此方、山中之住居之世路□□之営令劳倦、他行之㝡雖令欲望、予所不許容、頃日頻願之、然□□執之、萩森氏之可為養子之㝡、忠明方迄申越通于予、辰行依右之劳倦、虚鬱之病令発之上者、不及力之㝡故、昨日対于辰行令許可畢、依之心中之愁歎」を禁じ得ず、そのため氏神参拝の慣例を怠つたとある。

㉜ 覚勝日記　享保四年四月十一日条「田原ヨリ人帰ル、平左衛門殿隠居相済、甚六ヲ平左衛門与名付、平左衛門も三六与有之〆由申来ル」

㉝ たとえば平左衛門日記　宝永二年三月十二日条「御町女、河州小川住山形主水与縁整（媒和田元立）、今夜祝儀（小袖二、帯二筋、草履一足）、熨斗、中宮寺御所進上故、為御礼令参上処、則于御前被召出、奉謁見之処、御懇之御意被仰出、已後於次之御間賜椀飯」など、この前後に関係記事が多い。嫁入道具に長刀一振を誂えたとあるのも無足人の娘にふさわしかつた。

㉞ 拙稿「大和の無足人について　第二」人文研究第八巻第四号

㉟ 平左衛門日記　宝永三年七月二十七日条「高田道漸（八十二歳）一昨廿五日死去、无病死㝡生涯之幸也、元伊州之産、仕豊州小倉城主小笠原家、嶋原一揆籠城之節、於小笠原殿手、一番首捕、其後于伊州来、賜五十人扶持、嫡子斎賜五百石、末之女嫁吉田氏、産辰行妻故、予家為縁者也」

㊱ 平左衛門日記　宝永七年四月五日条「此称号元蔵重□、然忠明曾祖父源左衛門忠頼、仕于大和大納言秀長卿之時、為□□命改横田源五郎之処、今還元之称号蔵重也、抑此家之昔、文治年中、延尉源義経、自吉野経(ママ)宇多郡、于南都僣(ママ)行、于此家止宿之節、其奔走之志深切故、感之賜源之姓、代々此倉脇令在住」

㊲ 平左衛門日記　延宝五年九月十六日条「忠勝・政信・政興古市行也、当御領所五万石之御奉行玉置甚三郎、去十三日入部也、依之行対面、各等畳之色代也、五万石之地侍中无例儀也」

㊳ 平左衛門日記　天和二年六月十日条「忠勝于郡山安藤家初而行訪、忠明同行也、安藤政貞亡父政家者、忠勝為嫡子故、政貞者嫡孫也、因之不謂於衰老之身、而訪行而已」

㊴ 長助の長子定七は、幼少のころから木津の母方の伯父中清兵衛に養われ、宝永三年には吐山又庵の取持によつて、京都の医師村上宗伯の許に住込奉公し、ゆくゆくは小児医になる修業を

はじめた。正徳五年に定七が木津の出垣内に医家を構えた時、平左衛門は老軀を嫌わず訪ねて祝儀の金を贈つた。没落した宗家の甥を励ます心持も強かつたことであろう。それにしても吐山玄伯、同又庵、川越元俊、妻木玄真と数えると、この親族には医業をもつて身を立てた人が多かつた。そのほか小橋嶺庵、横田直頼、同重頼ら村住みの人々にも、医術の心得があつた。これは村の裕福な家の主人の教養の一つでもあつたろうか。長助の次子は法隆寺政蔵院の住職となつて、大弐房勝長といつたが、正徳三年に死去した。また一女は同国添下郡押熊村の中尾安右衛門弟治兵衛の妻となつた。

⑩ 平左衛門日記 宝永七年四月十四日条「表屋明而重頼渡也、代々之住宅今日如斯之哀、各溺愁涙、重頼居宅毀、移彼家之定也、重頼彼家之末流也、然則非謂彼一家滅亡、惣領□□庶子継家而已」。またのちに寛政十年の無足人由緒書によると、日笠村の横田権右衛門家は高十八石余、「先祖者当村代々之住人……中興横田源左衛門養子横田長助、此者ハ明石之住松平日向守殿家臣安藤平兵衛弟ニ御座候而、寛文八申年源左衛門方へ参、此者只今之先祖ニ御座候、是ヨリ七代相続仕」と述べている。家伝はようやく曖昧になつていた。

⑪ 平左衛門日記 正徳五年八月二十八日条「南都春田如匪方餽赤飯一器、右春田家者、細川殿累代之家人故、於肥後国賜百石之領地、南都住也、家督又左衛門（代々之名也、父如匪者隠居）、去冬死、名跡断絶故、如匪親類以村田加助令名迹続旻所令歎、去比如願為故又左衛門迹目養子、无相違代々之知行賜之故、悦申入（予父子連状也、如匪者重頼亡妻父故懇意也）」。

⑫ 覚勝日記 正徳三年十二月十九日条「蔵重忠助入来、用事ハ横田権右衛門後妻之儀、成田氏息女申請度由、則堯寛ヲ以申入候処、同心ニ而、弥遣し可申と返事有之、依之忠助先方へ被参、相談有之」。同月二十三日に田原横田家で祝言が行われた。また平左衛門日記の享保二年十月十四日条「重頼妻吟女、於小泉西喜間太家令産子卯八郎、去月死、吊之（吟女元西氏妻也、令離別嫁于重頼）」

⑬ たとえば平左衛門日記 宝永三年七月十七日条「勢州津住玉置佐右衛門母儀（九十歳也、梅原勝右衛門武政娘也、為予亡母姉也、実者伯母、為予伯母分也、為葛原氏外祖母也、去十一日死去）死去云々」とあり、平左衛門は津の玉置家へ弔使を遣わすとともに、古市の葛原氏にも弔詞を述べに赴いた。

（補註）
柳生芳徳寺所蔵袖隠抄に収める柳生家譜宗矩の条に、江戸下谷広徳寺に葬るとあり、「広徳寺御石塔前石灯籠ニ横田卯兵衛出淵平兵衛野殿杢之助岸五郎右衛門ト有」と見える。横田卯兵衛は宇兵衛忠知のことと思われる。

On the Development of the English Feudal Monarchy

by

Reigan Tomizawa.

This article describes the development of the English feudal monarchy, and attempts to consider that the enactments of the borh or frankpledge system contributed to the development of local government. Then it directs our attention to some concrete grounds for the development of the English feudal monarchy, that is (i) the abundance of royal demesne, (ii) collecting of some public services and aids, (iii) the relation between manorial court and popular court, (iv) bye-laws —— representative of village community —— under the control of popular courts, and surveys their influences upon the English feudal lordships.

Around the Family of a Gentry (郷士)

by

Toshijiro Hirayama

This article presents the introduction of the *Heizaemon Yamamotos*, (山本平左衛門), with their friends and relations at *Tahara-go, Soegami-gun, Yamato* (大和添上郡田原郷), of the *Tôdo* (藤堂) clan. Certainly the *Edo* (江戸) era was of the society where the status system existed; it is true that the class distinction stood for the military, agricultural, industrial, and mercantile classes, and each way of living was formed according to each status, generally recognized that marriage and association as relatives were blocked up within each class. In the case of the *Yamamotos* (山本), however, there were many statuses of samurais of many clans, the gardian family of the *Kasuga* Shrine (春日社), Gentry of the same status, tradesmen, and also many families who sent priests to the great temples, around the family of this Gentry according to the *Hinami-Siki* (日並私記) by *Heizaemon Tadatatsu* (平左衛門忠辰) which recorded the family relations of the *Yamamotos* (山本), covering over a few generations around the *Genroku* (元禄) era. We expect reexamination of the social life in this era, especially of the family by these facts, though conditions were changed after the *Kyôho* (享保) era.